

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 包括外部監査 分

	指摘事項	当初措置 (22年度)	令和2年度の措置状況	担当課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (7)農地	【大字上ヶ屋4】(報告書31ページ) 実地確認により占拠面積の実態を把握後売却又は有償貸付すべきである。	今後、境界立会いにより位置の特定を行い、不法占拠状態か否かを確認するとともに過去の調査も行い、その結果により耕作者への売却又は有償貸付を実施する。	戦後の農地解放時の資料を確認したところ、当時と現在の使用地がほぼ一致しており、市有地の不法占拠ではないことが判明した。	管財課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (7)農地	【大蔵-1】(報告書34ページ) 耕作者を特定し、売却又は有償貸付すべきである。	耕作者を特定の上、撤去依頼するか、売却又は有償貸付を実施する。	耕作者4名と賃貸借契約を締結した。	管財課
2 無償貸付・低額貸付に関する問題点 (2)宗教施設として認定される可能性が高い設置物が設置されている市有地の無償貸付	【旧神社敷地】(報告書99ページ) 現在に至るまで、地元区と契約はなされておらず、放置されており、措置实行する必要がある。 宗教的な行事が行われているかは不明であるが、鳥居(神社名は書かれていない)、祠が設置されており、設置物から宗教施設の外観を有している。 設置物の移設が困難であるのならば、状況に応じて地元区に対して売却するか有償貸付する必要がある。	速やかに個々の事例について現地調査や関係者への聞き取りを行い、過去の経過等を明らかにする。処分方法については、裁判所の判決や他市町村の状況等を参考にしながら慎重に対応していく。	地元の上町区で鳥居を撤去済み。	管財課